

技能労務職員の労働協約締結権について

○ 技能労務職員は労働協約締結権を有しており、給与の決定に当たっては労働協約を締結することができる。

○地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）

（団体交渉の範囲）

第七条 第十三条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、地方公営企業等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

- 一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
- 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

（参考：非現業一般職に適用される条文・技能労務職員には適用されない）

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（給料表に関する報告及び勧告）

第二十六条 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。